

前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
(議案第84号)

職員課

1 制定の理由

地方公務員法の改正により、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、当該職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

2 主な内容

(1) フルタイム会計年度任用職員

ア 給与

フルタイム会計年度任用職員には、常勤職員の行政職給料表に定める額の給料を支給することとし、当該職員の職務の級については、常勤職員の職務の級の分類基準等に従い任命権者が決定する。

イ 地域手当等

常勤職員に準じて地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当を支給する。

ウ 期末手当

任期の定めが原則6か月以上の職員であって、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職するものに対して、期末手当基礎額（給料の月額及び地域手当の月額の合計額）に100分の72.5を乗じて得た額に、その者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額を期末手当として支給する。

(2) パートタイム会計年度任用職員

ア 報酬

(ア) 月額で報酬を定める職員の報酬の額は、当該職員の職務内容等及び勤務時間を考慮して、148,500円（1号給）から360,500円（249号給）までの報酬月額のうちから任命権者が決定する。

(イ) 時間額で報酬を定める職員の報酬の額は、当該職員の職務内容等を考慮して、930円（1号給）から1,310円（4号給）までの時間額のうちから任命権者が決定する。

(ウ) 日額で報酬を定める職員の報酬の額は、当該職員の職務内容等及び勤務時間を考慮して、5,500円（1号給）から12,000円（5号給）までの日額のうちから任命権者が決定する。

イ 時間外勤務等に係る報酬

常勤職員に準じて時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び宿日直勤務に係る報酬を支給する。

ウ 期末手当

フルタイム会計年度任用職員に準じて期末手当を支給する。

エ 費用弁償

通勤に要する費用及び公務のための旅行に係る費用を弁償する。

(3) 市長が特に認める会計年度任用職員の給与

職務の特殊性その他特別の事情により、この条例の規定によることが著しく困難であると市長が特に認める会計年度任用職員の給与については、任命権者が別に定める。

3 施行期日

令和2年4月1日